; ; --

内閣衆質二一三第一一号

令和六年二月六日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一 博君提出有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第二十二条第一

項の発動等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原口一博君提出有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第二十二条第

一項の発動等に関する質問に対する答弁書

一の1について

号。 殖、 物 海、 れており、 らかではないが、 十九年三月の報告において 御指 の生息環境を保全・再生し、 八代海等を水産資源の宝庫として後世に引き継ぐためには、 以下「法」という。)第二十四条に基づき設置された有明海 一枚貝及び魚類等 摘 \mathcal{O} 御指摘の 「再生目標の②」及び「漁業者が一定の漁獲等を行えるよう」の意味するところが必ずしも明 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律 「幼生や稚貝が成貝に育つことまで」含まれるものと認識している。 (養殖を含む) 「有明海・八代海等の海域全体に係る再生目標 二枚貝等の生産性の回復をはじめとする底生生態系の再生を図り、 の多種多様な水産資源等の持続的・ 海域 ・八代海等総合調査評価委員会の平成二 環境 安定的な確保を図る」こととさ の特性を踏まえた上で、 (全体目標)」として、 (平成十四年法律第百二十 底生生 ノリ養 「有明

の2について

御指摘の「これら」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 お尋ねの「水産資源の回復の進捗

状況」に関し、例えば、アサリについては、 秋季の浮遊幼生の調査の結果を、 でお答えしたところであるが、 七倍の約三万四千個体となり、 令和五年度春季の同調査の結果によれば、 先の答弁書 春季の浮遊幼生の調査を開始した平成二十八年度以降最多となったと承 農林水産省が有明海沿岸各県に委託して実施した令和四年度 (令和五年四月十八日内閣衆質二一一第四九号) 一について 浮遊幼生は、 対前年度比で約

り、 的資産である有明海を豊かな海として再生させるとともに、 るとの声が寄せられて」いるところ、 なお、 「有明海の水産資源については、 「有明海の再生を願う皆様へ」 沿岸の漁業団体から、 「道半ばにある回復の兆しを持続へと発展させ、 (令和五年三月二日農林水産大臣談話) 未来の成長へとつなげるため、 部の漁場で水産資源の回復の兆 において述べているとお 刻も早く、 全力を挙げて」 しが 見られ 国民

知している。

一について

ま

1

いりたい。

性を有するところ、法第二十一条第一項において「漁業被害」とされ、法第二十二条第一項において 有明海及び八代海等は、 海域 の閉鎖性が高く、 広範な海域にわたる赤潮の発生のおそれが高 いという特

しい漁業被害」とされていることからすれば、同項に規定する「著しい漁業被害」は、法第二十一条第一

項に規定する「漁業被害」よりも漁業者に対する被害がより深刻なものを指していると解されることから、

「発動要件」としているものであり、「「被害が複数県に及ぶなど広域的」という要件は政府が恣意的に

政府としては、「被害が複数県に及ぶなど広域的かつ被害額が甚大である」ことを法第二十二条第一項の

付加したもの」との御指摘は当たらない。